

(参考)用語説明

普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計。

地方公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、収益事業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業、農業共済事業、交通災害共済事業、公益質屋事業及び公立大学付属病院事業に係る会計の総称。

形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで繰越繰越すること）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと）等の財源を控除した額。

単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

一般財源

地方税、地方譲与税、地方交付税及び地方特例交付金の合計額。なお、市町村においては、これらのほか、都道府県から交付を受ける利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（京都市のみ）を加算した額をいう。

一般財源等

一般財源のほか、目的が特定されていない寄附金、減税補てん債及び臨時財政対策債等、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源をあわせたもの。

地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税それぞれの一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。

地方特例交付金

恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として平成11年度に創設され、国が地方公共団体に交付している。

臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。平成13年度から15年度の3年間、通常収支の財源不足のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、地方負担分を臨時財政対策債で補てんしている。なお、平成16年度以降についても、この補てん措置が延長されている。

義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費及び災害復旧事業費からなっている。

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の総額に占める割合。なお、平成13年度から、減税補てん債と臨時財政対策債を経常一般財源に加えた経常収支比率を用いている。

一般的に、町村にあっては70%程度、市にあっては75%程度が妥当と考えられ、これが各々5%を超えると弾力性を失いつつあると考えられる。

起債制限比率

公債費の状況を把握するための指標の一つで、地方債元利償還金（地方交付税が措置されるものを除く。）に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合で、通常過去3カ年の平均値を用いる。

この比率が20%以上となると地方債の発行について一定の制限がかかる。また、14%以上となる場合、公債費負担適正化計画を作成するなど地方債の管理に配慮が必要となる。

実質公債費比率

平成18年度から設けられた指標で、公債費の状況を把握するための指標の一つ。地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く。）に充当されたものの占める割合で、通常過去3カ年の平均値を用いる。

この比率が18%以上の団体は地方債の発行に際し許可が必要となり、公債費負担適正化計画を作成するなど地方債の管理に配慮が必要となる。さらに25%以上の団体は単独事業に係る地方債が制限され、35%以上となるとこれらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなる。

債務負担行為

建設工事や土地の購入等が複数年度にわたる場合に、翌年度以降発生する支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生した時の支出を予定するなど、将来の財政支出を約束する行為。予算の一部を構成する。

実質債務残高

地方債残高に、債務負担行為の翌年度以降支出予定額を加えたもの。地方公共団体の実質的な債務の残高。

財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

打ち切り決算

合併により消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日をもってこれを打ち切り、決算を行うこととなる（地方自治法施行令第5条第2項）。通常の年度とは異なり、出納整理期間が存在しないため、国府支出金や地方債等が打ち切り決算時点で未だ収入されていない場合があり、赤字決算となることが多い。

消滅の日までに収入されなかった歳入は、合併市町村に承継され、合併市町村の歳入として収入される。

地方公営企業法の適用を受ける地方公営企業（法適用事業）

水道事業、ガス事業などの7事業が地方公営企業法を適用するよう法律で定められているほか、その他これら7事業以外の事業については全部又は一部を任意的に適用することができる。

法の適用を受けると、企業の責任者として管理者を置き、複式簿記に基づく企業会計方式を用い、企業職員の身分取扱が一般職員と異にすることとなる。

不良債務

流動負債の額が流動資産の額を超える場合に、その超える額を言い、資金的に見て当面の支払能力を超える債務額と考えられる。流動資産の主なものには現金・預金、未収金、貯蔵品などがあり、流動負債の主なものには未払金、一時借入金などがある。

経営状況の黒字・赤字額

経常収支（（営業収益＋営業外収益）－（営業費用＋営業外費用））により区分する。

地方公営企業法の適用を受けない地方公営企業（法非適用事業）

地方公営企業法の適用を受けない地方公共団体が行う事業であり、組織形態、会計制度、職員身分等は、普通会計と同様である（例：簡易水道事業、下水道事業等）。

累積欠損金

営業活動によって生じた欠損金が、当該年度で処理できずに、複数年度にわたって累積したもの。